

貝塚市立ひと・ふれあい館 展示コーナー整備委託業務仕様書

本仕様書は、令和8年6月補正予算の成立を前提として作成しているものであり、予算の成立状況により、業務内容、委託金額等を変更する場合がある。

1 委託業務名 貝塚市立ひと・ふれあい館 展示コーナー整備委託業務

2 契約期間 契約締結日から令和9年3月10日

3 業務場所 貝塚市立ひと・ふれあい館（貝塚市東84番地1）

4 業務の概要

（1）業務の概要 現在建設工事中（令和9年1月末竣工予定）の「ひと・ふれあい館」内の展示コーナーにおける展示設計および制作工事の施工

（2）業務内容

- ・展示計画業務 展示室平面図、展開図、造作工事等設計
- ・展示制作業務 展示工事（造作、解説パネル展示、映像装置等）
- ・その他業務 打ち合わせ記録作成

（3）施設内の展示についての基本コンセプト

- ・対象者
すべての年齢層の来館者を対象とする。
- ・展示の主眼
「東地域の歴史と生活」をわかりやすく表現すること。また市民の交流の場となり、さらに様々な交流イベントの際の休憩スペースにもなるよう計画する。
- ・展示の方向性
映像、パネル、実物資料による展示で、わかりやすく紹介できる展示とする。

（4）業務対象範囲

- ・2階展示コーナー 約 50 m²（別添平面図参照）

（5）業務にあたって提供する資料、貸与品等

- ①貝塚市立ひと・ふれあい館展示概要書及びテキスト、画像データ 1式
- ②貝塚市立ひと・ふれあい館建築図面（該当部分） 1式
- ③貝塚市立ひと・ふれあい館電気設備等図面（該当部分） 1式
- ④その他必要なもの（詳細は協議のうえ決定する）

※①～③は、公募型プロポーザルに参加を決定した者に対し別途配布する。

5 業務の要件

- (1) 現在の「ひと・ふれあいセンター」の展示内容を十分理解したうえで業務を行うこと。
- (2) 展示内容は「東地域の歴史と生活」の解説文及び写真パネルと「地域の伝統文化（東盆踊り等）」の映像展示の2軸とし、
 - ・東地域の歴史と生活については室町時代から現在、未来を解説文及び写真パネルと展示品で解説。
 - ・地域の伝統文化（東盆踊り等）は動画を提供するので、それを上映できる設備を計画すること。
- (3) 業務にあたっては、その都度、「ひと・ふれあいセンター」の担当者に内容を報告し、承認を得ること。
- (4) 現在の「ひと・ふれあいセンター」に展示されている大型模型「土坑レプリカ」（W1420×D1370×H1000mm）は移設する予定（別途工事）のため設置スペースを確保すること。
その他の展示物については現時点では未確定につき、展示確定の際は展示手法を検討、協議すること。
- (5) 展示、解説する文章内容については、貝塚市より支給するテキストデータを使用すること。
受託者はそれらを見やすくデザインレイアウトして担当者の承諾を得ること。
また画像および映像についてもデータを支給するものとする。

6 実施体制などの要件

- (1) 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- (2) 本業務の進行管理を行うこと。
- (3) 月1回程度の定例打ち合わせを行い、進捗状況報告と今後の工程を共有すること。
- (4) 以下の書類を提出すること。
 - ①着工届
 - ②業務実施体制図
 - ③業務工程表
 - ④完了届

7 業務実施における留意点

- (1) 機能的性 文字の見やすさ・ユニバーサルデザイン
 - (2) 経済性 ランニングコスト・費用対効果
 - (3) 安全性 耐震性・資料への安全性・観覧者への安全性
- 以上3点に留意し、業務を行うこと。

8 成果品の仕様

- (1) 展示制作業務報告書（竣工図、グラフィック図、工事記録写真等）
紙資料2部、電子データ1式
- (2) その他業務打ち合わせ記録
紙資料2部、電子データ1式

※紙資料は A4 サイズとし、パイプ式ファイル類に閉じ、表紙と背表紙に成果品名をそれぞれ記載し納品すること。ただし、A4 サイズに折込むのであれば、それ以上の大きさのものでも可とする。

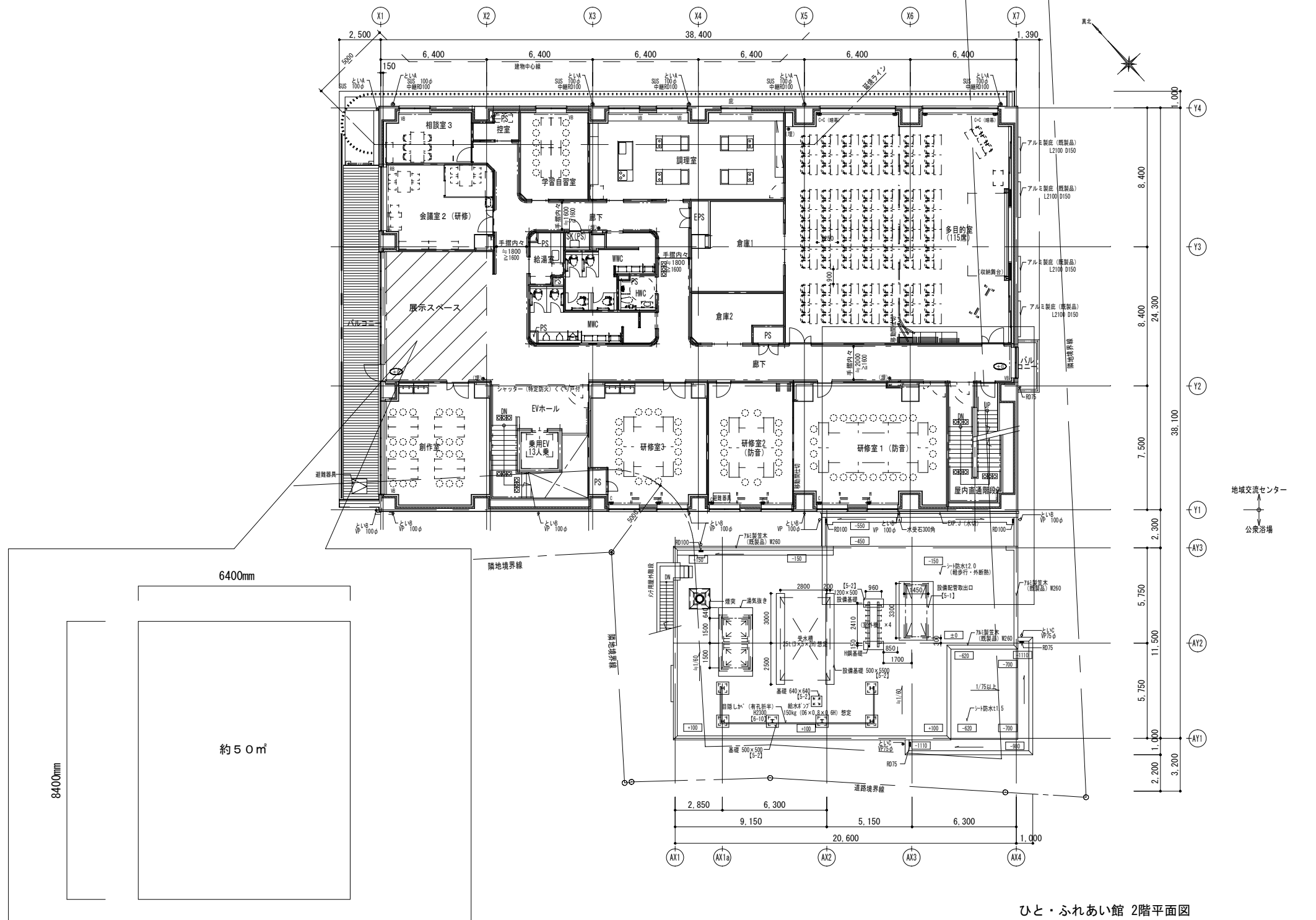
※電子データは、PDF、JPEG、ai データとし、CD-R もしくは DVD-R に格納し納品すること。

9 著作権等について

- (1) 本業務により受託者が作成した成果物（設計図書、展示構成案、映像・画像・文章・デザインデータ、その他一切の著作物。以下「成果物」という。）に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって、貝塚市に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関して有する著作者人格権を行使しないものとする。また、受託者は、本業務に従事した者に対しても同様の義務を負わせるものとする。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証するものとする。第三者の権利を使用する場合は、受託者の責任において必要な許諾を取得するものとし、当該費用は受託者の負担とする。
- (4) 貝塚市は、成果物を自由に複製、翻案、改変、再利用等できるものとし、受託者はこれに異議を申し立てない（第三者から許諾を取得した著作物は別途協議）。

10 その他

- (1) 受託者は、本業務に関連して知り得た一切の情報について、自己の業務への使用や第三者に漏洩又は開示してはならない。また、本件業務以外での目的で複製、利用等してはならない。
- (2) 受託者は、本業務に関連して知り得た一切の情報の漏洩、滅失、毀損等の防止や、適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 関係法令を遵守すること。
- (4) 本仕様書の定めのない事項や疑義が生じた際は、その都度協議のうえ定めるものとする。



ひと・ふれあい館 2階平面図